

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 3 月 3 日

全国健康保険協会富山支部
支部長 毛呂 聡史

1 調達内容

(1) 調達件名

女性のがん検診受診啓発案内の作成及び印刷・発送業務委託

(2) 仕様及び予定数量等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和 7 年 5 月 23 日

(4) 納品場所

全国健康保険協会富山支部が指定する場所

(6) 見積方法

見積金額は総価とし、納入等に関する一切の諸経費を含めること。なお、見積書には、業務内容に対する内訳（単価）を記載すること。

消費税等（地方消費税を含む。以下同じ）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等額を除いた金額を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
（見積書提出時に取得していることを証する書類を提出すること。）

(3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証を取得している者であること。（見積書提出時に取得していることを証する書類を提出すること。）

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 仕様書の交付、見積書の提出場所および問い合わせ先

(1) 仕様書の交付、見積書の提出場所

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階
全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ (担当) 土江
電話 076-431-6156

※郵送での仕様書交付を希望する者は、案件名、送付先等(事業所名、担当者名、連絡先を含む)を記載し、FAX にて交付依頼を行うこと。 FAX : 076-431-5274

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会富山支部 保健グループ (担当) 久保
電話 076-431-5273 FAX 076-431-5274

4 見積書等の提出期限

令和 7 年 3 月 19 日 (水) 12 時

5 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 業務の実施にあたっては、当該業務の全部又は主体的部分(案内の作成、印刷)を一括して第三者に請け負わせてはならない。やむを得ない事情により本業務の主体的部分を除く一部の業務について第三者に請け負わせる予定がある場合においては、見積書の備考欄に①再委託予定の有無、②再委託予定「有」の場合は、再委託する業務を記載すること。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金 全額免除とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した調達案件を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した者であり、見積書を提出した参加者であって、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を落札者とする。
ただし、全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、令和 7 年度予算の認可が受けられない場合は契約できないことがあり得る。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 見積結果については落札業者にのみ連絡する。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。